

～口の健康から全身の健康づくりをめざして～

「神戸市歯科口腔保健推進条例」

神戸市では、平成28年市会本会議において議員提案された「神戸市歯科口腔保健推進条例」が全会一致で可決され、平成28年11月8日（いい歯の日）から施行されています。

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、「こうべ歯と口の健康づくりプラン」を策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

条例では、次のことが定められています。

基本理念

歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取り組みを促進させるものであること。

乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。

保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

条例の目的

神戸市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ること。

基本的事項

- ① 歯科口腔保健に関する情報収集・普及啓発
- ② 歯科検診・歯科保健指導の実施・勧奨、歯科疾患の予防対策
- ③ かかりつけ歯科医の活用の推進
- ④ 障害者、介護が必要な高齢者その他歯科口腔保健に特別な配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保および定期的な歯科検診の実施
- ⑤ 災害時における歯科保健医療の提供
- ⑥ 歯科医療等関係者・保健医療等関係者の資質の向上
- ⑦ 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援
- ⑧ 歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項に関すること

条例の概要

市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、市民および事業者のそれぞれの責務を明記するとともに、緊密に連携して歯科口腔保健の推進に努めること

歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けること

歯科口腔保健を実施するため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者などとの協議の場を設け、施策を実施すること

施策のための財政上の措置を講ずる

実施状況の議会への報告

ハーバーくん
(神戸市歯科医師会
キャラクター)

